

「調整期」における商業観と中国体制改革

唐 木 園 和

＜要 約＞

本稿は、現在に至る中国の商業改革はどのような体制改革理念に基づいて可能になったかを探索研究の一つとして、改革初期の「調整期」（1979-82年）における商業観と改革理念についての考察を行なうものである。

1979年4月、「調整、改革、整頓、提高」の方針が打ち出され、これ以降の3年間は「調整期」と名付けられた。調整期は、大躍進政策の失敗後の1960年代前半にもあったが、今回の調整期は、前回と共通な点がある反面、対外開放と企業のレベルにおける分権化という新しい要因が付け加わった点で、市場経済体制に移行する可能性を含んだものであった。

この時期に、孫冶方と于光遠という二大経済学者が、商業の社会経済的意義をどのようにとらえていたかを、両者の論文に依って考察する。そして、于光遠は「社会的生産の目的は、社会の構成員の増しに増大する需要を充たすこと」と喝破しているように、消費の視点を入れた経済理論に基く商業観を持ち、市場経済体制への改革の展望を切り開くことができたという結論を得た。

調整期における商業観を論じた本論文の主要な部分は以上であるが、後半部分で、計画的商品経済、社会主義初級段階、社会主義市場経済など、調整期以降に提示され、現在の中国商業の繁栄、外資への規制緩和などをもたらした体制改革理念の深化を明らかにしている。また、最近の憲法改正において私有財産権の保護にまで至ったことを挙げ、社会主義と自由主義との相克に今後一層着目する必要があることを指摘する。

＜キーワード＞

調整期、計画的商品経済、社会主義市場経済、社会主義初級段階、生産的労働、非生産的労働、三つの代表、企業自主権、資源配分メカニズム、無流通論、改革開放政策、公有制経済、非公有制経済、孫冶方、于光遠、鄧小平、周恩来、胡喬木、張春橋、江沢民

1992年から始まった中国の商業分野における外資導入は、2003年9月までに外資導入額（実行ベース）で約30億米ドルに上る。中国は2001年12月のWTO加盟時の承諾事項に基づき、商業分野での対外開放を一段と進めており、2004年12月11日までに、外資系の流通・小売企業に対する営業地域や株式所有権、数量などに関する制限を撤廃する予定という。¹⁾

現在見られる中国商業の繁栄は、中国の改革開放政策の成果である。建国以来、外国資本に強い警戒心を抱き、かつ、指令的な社会主義計画経済を堅持してきた中国が、鄧小平の指導の下、改革開放政策に転じたのは、1978年12月開催の中国共産党第11期3回中央委員会総会（3中全会）以降のことであった。自給自足的な社会主義計画経済体制にあった中国は、それ以来、対外開放政策を実施し、経済特別区の設置を手始めとして輸出促進および外国資本の導入を積極的に行なった。経済資源配分については、指令的計画経済体制から、市場経済体制の確立への改革を進めていった。

改革開放政策以前の指令的計画経済の下では、市場は存在しえず、商業とは名ばかりであった。

いま中国は「中国の特色ある社会主義建設」の道に沿い、社会主義現代化建設を進めている。1992年以降は、「社会主義市場経済」を公認し、その発展を目指している。

本稿は、現在に至る商業改革はどのような体制改革理念に基づいて可能になったかを探る研究の一つとして、改革初期の「調整期」（1979-82年）における商業観と改革理念についての考察を行なうものである。

I 政治優先路線と経済優先路線の対立

文化大革命を進めた指導部である「四人組」のひとり張春橋は、1975年、「階級闘争を承認し、同時にプロレタリア階級を承認するものだけがマルクス主義者である」というレーニンの言葉を掲げ、次のように述べた。「冷静に見ておかななくてはならないのは、中国には修正主義に変わる危険性が依然として存在することである。われわれは、所有制の面において問題がまだ解決されていないことを知らなければならない。工業、農業、商業のいずれにも、まだ部分的な所有制が残っており、社会主義の共有制もすべてが全人民所有制というわけではない。…（複数の）所有制が存在する限り、商品生産、貨幣による交換、労働による分配は避けられない。これらは、プロレタリア階級独裁のもとで制限を加えるほかない²⁾」。すなわち、商品生産、貨幣、労働による分配は、政治権力によって制限しなくてはならないという立場をとっている。

階級闘争をなおざりにすれば、「工場の社会主義的所有制は資本主義的所有制に変わり、労働者階級は再び賃金奴隷に転落してしまう」という。また物質的刺激、知識人や外国の知識や事物の尊重、生産責任制に反対している³⁾。この政治優先路線の下では、物資の流通は配給のみとなり、農村の自留地は廃止、定期市は停止した。商品不足によって、商業は工業に従属することになり、国営

1) 全国流通改革发展工作会议（2004年3月16日開催）における張志剛商務部副部長の談話（『旬刊国内外動向』2004年第28巻第10号 No.887, C7頁）。

2) 張春橋「ブルジョア階級に対する全面的独裁について」『紅旗』1975年4号（『北京周報』13巻14号、1975年所収）。

3) 高路・常戈「鄧小平の買弁ブルジョワ経済思想を評す」『紅旗』1976年6号（『北京周報』14巻35号所収）。

商業機関による統一購入・統一販売の配給ルートが支配的となった。⁴⁾

無産階級文化大革命は1966年5月から本格的に始まり、毛沢東が推進した大躍進政策（1958-61年）が行き詰まった後を受けて政策運営の実権を握っていた劉少奇国家主席や鄧小平は失脚した。その後、毛沢東の後継予定者であった林彪が1971年9月、政権奪取に失敗して墜死すると、四人組の攻撃の標的になったのは周恩来であった。

周恩来総理は、1971年7月にキッシンジャー特使と北京で秘密会談して中国と米国の国交樹立の基礎を築き、翌72年2月のニクソン米大統領の訪中を実現させた。その年の5月に膀胱癌が見つかった周恩来は、毛沢東に鄧小平の復活を進言、1973年3月、鄧小平は国務院副総理として復活した。そして、周恩来はその死の前年の1975年1月、第4回全国人民代表大会において、「四つの現代化」⁵⁾（農業・工業・軍事・科学技術の近代化）を再提唱した。資本主義国との外交関係樹立、鄧小平の復活、経済近代化の提唱などは、四人組のイデオロギーに反するものであり、林彪と孔子を批判する（「批林批孔」）というような間接的な表現で四人組から圧力がかけられたが周恩来は凌ぎ、後事を鄧小平に託した。

1976年1月に周恩来が死去し、4月の清明節に周を悼む人々が天安門に集まったが、この第一次天安門事件の責任を負わされて鄧小平は再失脚した。同年9月毛沢東が死去し、10月「四人組」が逮捕された。

1977年7月には鄧小平が再復活し、1977年8月、中国共産党第11回全国代表大会において、「四つの現代化」が中国共産党規約に明記された。しかしその目標を実現するための手段としては、高速度発展を革命精神の高揚によって実現するという、毛沢東路線を忠実に守る華国鋒の考えが採られていた。

1978年2月、第5期全国人民代表大会第1回会議に至ると、農業生産の増大・農民の所得改善のために、自留地の復活、農産物価格の引き上げ、物質的報酬を認めることなどが、また農業以外の分野では、商業活動および対外貿易の発展、競争原理の導入、技術革新の推進などが提唱されている。これらは、78年12月の第11期3中全会の経済優先路線において実施された政策と同じである。だが、基礎工業の発展を速めるため、総花的にプロジェクトを実施しようとした。

第5期全国人民代表大会第1回会議で承認された、国務院提出の「国民経済発展計画要綱（1976-85）」も、急速な発展を目指すものであり、財政収支および貿易収支の赤字が生じた。そこで1979年3月、党中央政治局会議では、李先念や陳雲の意見を鄧小平が容れ、3年間をかけて国民経済を調整することが決定された。1979年4月の党中央工作会議において、「調整、改革、整頓、

4) 唐木圀和「中国経済近代化政策における国内商業の役割について」『三田商学研究』25巻2号、1982年6月。

5) 周恩来は、1965年1月第3期全国人民代表大会第1回会議で「四つの現代化」を提唱したが、文化大革命のため実施に至らなかった。

提高」の方針が打ち出され、同年6月、第5期全国人民代表大会第2回会議で具体化された。これ以降の3年間は、当時「調整期」と呼ばれた。⁶⁾

調整期には、総花的なプロジェクトを整理し優先順位をつけて実施することにより総需要を抑制する側面と、経済効率改善のために組織の改革・整備を行なう側面があった。調整期の経済政策の重点は、同会議の政府活動報告によれば、次のようなものである。

農業の発展、軽工業と紡績業の発展促進、石炭・石油・電力・交通運輸・建材工業の強化・充実、基礎建設の縮小と投資効率の向上、科学・教育・文化事業の発展と人材の育成、技術導入・外資導入・輸出振興、経済管理体制の改革、価格の安定と調整、人民の生活水準の向上、人口増加の抑制の10項目に重点がおかれた。

このうち外資導入に関しては、1979年7月、「中華人民共和国中外合資経営法」が成立し、合併の法的根拠が与えられた。なお同法第5条は、「外資側が投資にあてる技術と設備は、先進的なものでなければならない」とし、先進技術を多く輸入するには償還能力を高めねばならず、そのために輸出の拡大を謳っている。生産面における経済近代化とは、生産過程に近代的工業技術を導入するものであるとするならば、本条は対外開放によって近代化を進めようとする意図が込められた規定であるといえよう。

価格改革については、食糧、綿花、油、豚などの買付価格を引き上げる一方で、都市の食糧や油の価格の据え置き、その他の農産物や副業生産物の一部についての価格引き上げなどが、1979年に実施された。

商業に関して注目すべきは、雇用増大の側面から、手工業、修理業、商業、サービス業、養殖業、飲食業、観光事業、都市の公共事業、公園緑化事業などの事業と企業を積極的に発展させようとしていることである。文化大革命が終わり都市に戻った青年達に職を与えるために、商業を活用しようとしたのである。

II 第11期3中全会の理論的基礎

1978年12月、党第11期中央委員会第3回総会（党11期3中全会）において、「全党の活動の重点と全国人民の注意力を社会主義的現代化の建設に移す」という中央政治局の方針が承認され、党の主要目標は階級闘争から経済建設に移った。⁷⁾ 建設を進めるにあたって価値法則を重視し、労働に応じた

6) 調整期という言葉は、1961年から65年についても使われる。重工業発展に資源を傾注した大躍進政策（1953-57年）が失敗した後に、1961年1月、第8期9中全会は、農業を最優先し、軽工業、重工業の順序に計画を編成替えした。農業生産の回復のために自留地の保有やそこで生産した作物を自由市場で販売すること、工業部門においては、利潤率を指標とした工業管理、報奨金という物質的刺激を導入した賃金制度、企業長単独責任制度などが実施された。劉少奇の指導のもとに陳雲、鄧小平たちによって実施されたこれらの政策は、今回の調整期においても同様に実施された。

7) 文化大革命の終結宣言は、1977年8月、党第11期全国代表大会において、すでになされていた。

分配を実施することになった。

社会主義的現代化（農業、工業、国防、科学技術の「4つの現代化」）を実現させるためには、生産力の発展に照応しない管理方式、活動方式、思想方式を変えることが必要であり、改革の基本理念となったのは、「实事求是」、すなわち、実践こそ真理を検証する唯一の基準であるという原則であった。⁸⁾

この第11期3中全会の路線の理論的根拠は、1978年7月、国務院会議における発言に基いて執筆された胡喬木中国社会科学院院長の論文に求めることができる。⁹⁾

鄧小平のイデオログであった同院長によれば、社会主義の社会制度自体は、客観的な経済法則にてらして事をはこぶことを自律的に保証するものではなく、したがってまた、経済がつねに計画的に急成長することを保証するものではない。社会主義制度の優越性を、発達した資本主義諸国の先進的科学技術や先進的管理技術と結びつけ、外国が経験した事柄の有用なものを自身の具体的状況や成功の経験と結びつけてこそ、客観的な経済法則に照らして事を運ぶ能力を急速に高めることができ、四つの現代化実現の速度をあげることができる。

資本主義は、総体としては無計画であるが、米国の農業生産のような国家の一定の経済部門には、ある程度、ある種の計画管理がある。また、企業の内部では一般的に計画性があり、大企業は近代的高効率の計画管理を行なっている。

分業の役割にも着目して、「専門化と協業は、近代的な大生産の発展の必然的法則であり、生産技術を高め、労働生産性を向上させ、製品の品質を高め、動力と原材料の消費を節約し、コストを引き下げる一つの極めて重要な道である。…我々の経済が十分な発展をとげるには、国家の統一的計画の下に、専門的な分業と、部門間・地区間・企業間の協業を真に進めなくてはならない」という。

「計画第一、価格第二」ではあるが、一方で、「価値法則は商品経済の普遍的法則であり、…社会主義の条件のもとで商品生産と商品流通は引き続き長期にわたって存在し、わが国においてはさらに大々的に発展させる必要がある」と商品生産・流通の役割を重視している。

社会主義の根本目的は、人民の物質・文化・生活水準の向上であるゆえ、労働者・職員の利益を考えなければ、社会主義経済の根本利益に反するとして、当面は、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受けるという原則を貫くこと」、「企業の利益を適当に拡大すること」を実施するべきだという。

「価値法則を順守しなければならない」とし、「価値法則」を重視する点に、需要面を考慮する姿

8) 『鄧小平文選（1975-1982）』によって、この方針を貫徹する教育がなされた。

9) 胡喬木「按照經濟規律辦事，加決實現四個現代化」（1978年10月6日「人民日報」）『胡喬木文集』第2巻，1993年，401-432頁（胡喬木「経済法則にてらして事を運び四つの現代化の実現を速めよう」（上）（中）（下）『北京週報』46，47，48号，1978年）。

勢が見られる。価値法則をどのように解釈するかは多様であろうが、胡論文では、その文言に続いて、「各種の製品について合理的な価格を規定し」とあることから、市場での需給により成立する価格を意味していると考えられるのである。「合理的な価格」は、「計画に奉仕」させられるものであるが、計画は「社会の需要に基づいて」設定されるようになっており、「合理的価格」とは、需給の均等をもたらす「均衡価格」でなくてはならない。

理論的には、政府当局が需要者・供給者から情報を集め、均衡価格を見出し得るが、現実には、多種多様な商品すべてについてそのような作業をすることはコストの面から非効率的であり、不可能である。したがって、自由市場で成立する価格に準拠せざるを得ない。ここに中国が、副食品や手工業品などについて、自由市場での売買を許した根拠があると解される。他方、主食品や主要工業製品については、供給能力の不足により、統制を撤廃するのが不可能であり、供給が増大するにつれて自由価格が導入されたのであった。

鄧小平が主導した中国共産党第11期3中全会において、「階級闘争を要とする」という方針が廃止された。それは社会主義的改造が基本的に完了した後、ブルジョワジーとその他の搾取階級が基本的には廃絶されたという認識に基づく。かつて、1956年9月開催の中国共産党第8回全国代表大会の政治報告において劉少奇は、「国内の主要な矛盾はもはやプロレタリアートとブルジョアジーの矛盾ではなく、経済、文化の急速な発展を願う人民の要求と当面の経済・文化が人民の要求を満たせない状況の矛盾であり、全国人民の主要な任務は、社会的生産力の発展に力を集中して、日増しに増大する人民の物質的、文化的要求を逐次満たすことである。」と述べた。このように見ると、政治面では社会主義への過渡期が終わったとする鄧小平路線は、党第8回全国代表大会の路線の復活といえよう。また経済面では、1961年以降の調整期と共通する政策が多い。しかし、それを越える改革への萌芽を、鄧小平路線は内包していたのである。

III 商業に対する二つの見解

資源配分を社会主義計画経済にのみ頼る張春橋のような考えの人々の間で支配的な商業観は、商業部門は物質生産部門でないゆえに非生産部門であり、商業・サービス業の労働は、なんら製品を作り出さず、価値を生まない、というものであった。また、生産手段には公有であるため価格はなく、計画に基づく物的な配分のみが存在しているとする、ソ連共産党書記長だったスターリンのいう「無流通論」が信奉されていた。

文化大革命期には市場や商業は敵視されたが、経済体制改革の初期段階である「調整期」においては、商業労働が価値を創造するか否かについて論争がなされ、二つの代表的立場が対立した。¹⁰⁾

10) 朱德生「关于商業労働性質問題論点綜述」商業部商業經濟研究所資料室編『商業労働性質問題的討論』中国商業出版社、1982年。

第一の見解は、一部の商業労働は生産的労働であるが、その他の部分は非生産的労働であるというものである。生産的労働であるのは、生産企業に付属した商業、例えば衣料店や食品加工業の労働は、生産的労働である。また、運輸部門のように、生産過程がその生産の延長として流通過程を含む場合には、その流通過程の労働は生産的労働である。しかし、純然たる商業労働は何ら価値を創造しない。

この立場からすると、日用品の修理業は使用価値を回復するから生産的労働であるが、理髪業、写真屋、旅館などは、財を顧客が消費するのを助けるのであって、物質的富は増加させないから、非生産的労働であるということになる。すなわち、ある労働が物質的富を増加させる場合にのみ生産的労働である。この立場の代表的論者は、孫治方¹¹⁾であった。

第二の見解は、商業、サービス業の労働はすべて生産的労働とするものであり、その代表的論者は、于光遠であった。

この見解にしたがえば、①商業部門の生産企業、例えば肉や野菜など食品を扱う企業は、その商品を消費者に渡し得る形にするために手を加えるのであり、したがって生産部門である。②保管、運輸、包装などの業務は、商品の位置を移転することを通じて、需要を充たす機能を持つ。潜在的消費品を現実的消費品に転換し、商品の価値を増加させる。③商業部門に勤務する販売員等は、顧客に対し、消費者が欲する商品を手に入れやすくするという機能を果たす。④旅館、理髪、クリーニング、修理等の業務も、社会の需要するものを提供するという意味で価値を生む。⑤飲食業は、食品を加工して新しい使用価値を作り出すとともに、労働を提供する。

このように、商業・サービス業の労働は、すべて生産的労働であるとしている。

この見解にたつ于光遠は、商業・サービス業、教育・科学・文化に携わる人々は、大多数がこれまで労働者階級と見なされず、資産階級ないしそれに奉仕する分子として差別的な待遇を受けてきた、と指摘する。その原因は、商業・サービス業の労働は、生産労働ではないという理論のために、「その他労働者」という分類項目に入れられてきたことにあり、かれらの労働が生産的労働と認められない限り、その社会的地位の向上は到底望めないだろうと論ずる。

于光遠によれば、マルクスは生産労働を物質的財の生産に携わる労働に限っているのではなく、非物質的労働が有する生産効果も肯定している。非物質的労働生産の社会的必要労働量の確定は難しいが、生産自体は内在的価値を有している。このように于光遠はマルクスを解釈し、その上で、社会主義制度下の生産的労働として、財を生産する労働の他、生産品の分配と交換に携わる労働、サービスに関する様々な社会的需要を充たす労働、精神的な財産を生む労働、教育面の活動、環境を保ち改善する労働、などをあげている。

すなわち、社会的生産の目的は、社会の構成員の日増しに増大する需要を充たすことにある。し

11) 孫治方「関于生産労働と非生産労働、国民収入と国民生産総値の討論」『経済研究』1981年第8期。

たがって、人々の需要を充たす財およびサービスの生産に携わる労働は、すべて生産的労働であると解するのである。ゆえに、西側の「第三次産業」という概念を認め、統計面でも世界各国と同様に「国民総生産」という概念を採用して、物質的生産だけでなくサービスもその価の中に含めるべきだと主張する。¹²⁾

これに対して、孫冶方は社会の富裕度を測定する指標の最も基本となるものは、当時中国が採用していた「国民収入」であり、「国民総生産」は重複計算を含む指標であると批判している。なぜなら、科学、教育、文芸、医療などの精神的労働は、間接的に物質的富の増大に役立っているかもしれないが、それはすでに物質的富という形になっているのであって、精神的富の価値をその上に加算することは、二重計算の誤りを犯すことになる。それに、第三次産業という概念を用いると、教育、文化、サービス業、国防、警察、司法などの非生産部門と、工業、農業、交通・運輸などの物質的生産部門を区別できなくなると孫冶方はいう。

文化大革命中に、商業網が大幅に縮小してしまった原因は、マルクス経済学の非生産的労働の概念に原因があるのではなくして、自然経済的思想が残存していたことが原因である。すなわち、封建的農業社会には、「重農軽商」という自然経済的思想が存在するが、それが残存していたことによる。社会主義計画経済には依然として交換或いは流過程が存在することを、自然主義思想によって否定してしまった。そこに問題があるのであり、国民収入という指標が原因ではないとする。

孫冶方は「流通は社会化された生産と再生産の物質代謝の過程である」との主張に基づいて、¹³⁾「無流通論」を批判した。交換と流通がなければ、社会化された大規模生産を発展させることができない。社会主義経済の企業間には幅広い分業がある。もし、企業間に生産物の交換が行なわれず、交換の代わりに調達を行ない、流通の代わりに配給を行なうならば、生産と販売の間に必ず不均衡が生じ、その結果、社会全体の再生産過程が混乱してしまう、と孫はいう。生産手段についても、社会的再生産の法則に依拠して流過程に組み入れ、商業の軌道に乗せる必要のあることを強調している。

孫冶方は、無流通論者が目的とする物資バランスでは不十分として、「価値平衡」すなわち、財を価値で示したバランスを重視した。全人民所有制の下で本質上商品・貨幣関係が消滅した後にも、価値規律は存在するのであり、財の価値を表す社会的必要労働の計算には、各企業や部門間の需給関係を考慮しなくてはならないとする。孫冶方は社会的分業を実現するうえで、社会主義体制においても市場や流通の役割を認めているのである。60年代初期の調整期以来、このような考えを持っていたため、文化大革命期には、1968年3月から75年4月まで獄中に置かれた。

このような開明的な学者であった反面、「大きな計画、小さな自由」を中国の計画体制の原則と

12) 于光遠「社会主義制度下の生産労働與非生産労働」『中国経済問題』1981年第1期。なお、肖灼基、孫凱飛、夏興園などが、于光遠と同じように科学研究や教育を生産労働と考えている。

13) 孫冶方『《社会主義経済的若干理論問題》続集』（増訂本）人民出版社、1983年、179頁。

し、「流通過程または市場を計画的に組織し、統一の有機体にすること」を目標としている。

孫の商業観は、陳雲の「鳥籠経済論」と同じ立場に立つものであり、生産力が低い段階においては、斬新であり、妥当な考え方であった。生産能力が極めて低い水準にあるときには、潜在的需要を抑え、必要最小限の物資を配給することになる。しかし、発展への歩みを始めた初期においては、生産への誘因を与えることが大切であり、自由市場の一部導入が図られる。陳雲は、そのような過渡期の政治指導者であり、孫治方は改革初期の経済理論家であったのだった。

これに対し、鄧小平はより大きく、かつ速やかな経済発展を望んでいた。鄧小平や于光遠は、鳥籠の外にまで鳥を放つ考えを持っており、市場による資源配分を十分活用できる経済体制の構築を目指していたのである。

この論争は、経済に対する商業の役割の程度に関するものであり、両者ともにその役割自体は評価していた。商業活動の復活とともに、商業の研究や教育が活発化した。研究面ではマーケティング¹⁴⁾や PERT の手法の研究書¹⁵⁾が出版され、商業学や経営管理の教科書¹⁶⁾も出されるようになった。実務書では、商店の販売促進法や市場案内書¹⁷⁾まで現れた。商業が市場経済へと向かう中国経済において、不可欠のものになり始めたことの反映であるといえよう。

IV 論争の結果とその後の展開

1961年から65年の「調整期」と79年以降の「調整期」は、経済目標と政策手段が似通ってはいるが、次の2点で大きく異なっている。

一つは、前者が自給自足の閉鎖経済であったのに対し、後者は対外開放を併せて進めている点である。社会主義計画経済では、国内の資源の調達を基本とし、不足する物資を輸入で補う。そのため輸入資金を得ることに輸出の意義があり、61年の調整期は「自力更生」の方針が打ち出された後のこともあって、国内資源の動員に力が注がれた。一方79年に始まる調整期には、輸出を通じて経済発展を図るという視点が導入された。比較優位の利益を得るためには、国内の資源配分の指標となる価格に歪みが存在してはならず、したがって、国内の価格機構の改革が必要不可欠となる。

もう一つは、前者では企業自主権が認められていなかったが、後者では調整期に続く84年10月以降認めたことである。「計画的な商品経済」というように、「計画的」という言葉は冠されているも

14) 羅真端・黄燕・江一舟『銷售学原理與応用』中国財政経済出版社、1982年。

15) 朱瑤翠・張文鑒編著『企業管理中的網絡計画技術』上海人民出版社、1982年。

16) 曾洪業主編『社会主義商業経済学』中国人民大学出版社、1980年。

劉福園・唐功烈・羅力行主編『中国社会主义商業経済』中国人民大学出版社、1980年。

賀名侖・周明星主編『商業経済学』北京科学技術出版社、1983年。

17) 夏光仁主編『中国商業企業管理学』中国人民大学出版社、1980年。

18) 例えば、湖南省商業庁・長沙市百貨公司『文明経商手冊』湖南科学技術出版社、1981年。

19) 杜宝才・樊志勇編著『北京市市場大観』中国展望出版社、1982年。

の商品経済を公認した上で、企業自主権を認めたことにより、企業に意思決定権が委ねられることになった。分業が政府内部の中央集権か地方分権かではなく、経済の基層単位である企業にまで意思決定が委ねられた。無数の企業が自主的に意思決定を行なうためには、財および生産要素の価格を指標にするほか術はない。価格が生産効率を適正に反映するためには市場の歪みを是正した市場価格でなければならず、したがって、市場に対する政策的介入は公正な競争を促進するものでなくてはならない。

この2点に、陳雲の「鳥籠経済論」の枠を破って、自由市場の整備へと向かう必然性が見られる。しかし、孫治方は、「大きな計画、小さな自由」が持続可能なことを前提として、正統的なマルクス経済理論を商業観に適用したのであった。孫治方の商業観は、「調整期」という過渡な時期においては一定の進歩性をもつものの、市場の繁栄とともに時代から取り残されるものであった。

これに対し、于光遠は「社会的生産の目的は、社会の構成員の日増しに増大する需要を充たすこと」と喝破し、消費の視点を入れた経済理論に基く商業観を持っているゆえに、市場経済体制への改革の展望を切り開くことができたのである。²⁰⁾

1982年5月の中国商業学会成立大会に孫治方は祝賀の手紙を送り、「生産が服務する対象は倉庫ではなく消費者であり、商業は広大な消費者の代表である」と述べている。彼もまたこのような進歩的思想を抱いてはいたが、時代の制約がその進歩性を充分に開花させなかったのであるといえよう。

現実の動きとしては、第11期3中全会以降個人経営が許可され、79年中業より個人経営が増加し、1982年下半期までには個人経営の商業が大幅に発展した。²¹⁾ 國務院は1982年6月、「都市・農村商品流通経路の円滑化と農村への工業製品移出拡大に関する決定」を行なうとともに、従来の商業部、食糧部、全国供給販売合作總社が、新しい商業部に統合された。また、1982年12月に第5期全人代第5回会議で採択された新憲法において、人民公社の政治機能が廃止され、郷人民政府が復活した。

「調整期」が過ぎた後の1984年10月、上述のように、中国共産党第12期3中全会において「商品経済」が公認され、経済改革理念の深化がなされた。同総会では、第11期3中全会の路線にもとづき、社会主義の根本的な任務は、「社会的生産を発展させることであり、社会の富を益々増やして、人民の日ましに増大する物質的、文化的需要を絶えず満たすことである」とし、²²⁾ そのための改革の柱として、企業自主権の拡大、計画体制の改革、合理的な価格体系の確立、対外および国内の経済

20) 孫治方は1983年に逝去したため、この論争は両者の間では未決着に終わった。しかし、その後の改革開放政策の展開は、于光遠の主張の進歩性を証明している。なお于光遠は、社会主義初級段階論が公認された後、その段階論をマルクス主義の立場から肯定する著作を著している。于光遠『中国社会主義初級段階的経済』広東経済出版社、1998年参照。

21) 1982年に全国の都市部で飲食店を営む商店は、78年の7.7倍に当たる147万店であり、そのなかで個人商店は92万店で、78年の77.8倍に当たる（『北京周報』1983年21巻34号参照）。

22) 『経済体制の改革に関する中共中央の決定』外文出版社、1984年。

技術交流の拡大をあげた。

企業は「一定の権利と義務を持つ法人」とし、経済主体の一つとしている。また、社会主義計画経済を「公有制をふまえた計画的な商品経済である」と定義し、商品経済を計画経済と対立させる従来の通念を否定した。社会主義経済と資本主義経済との区別は、商品経済の有無にあるのではなく所有制の異なる点にあるとされた。

商品経済の公認は、経済管理体制への新しい局面を拓いた。具体的には、指令的計画は重要な経済活動および重要生産物の配分にとどめ、大部分の生産活動と生産物については、指導的計画か、あるいは完全に市場メカニズムの調節によるべきであるとしている。党第11期3中全会以降、商品生産は認められていたが、「商品経済」が公認されたことにより、市場メカニズムを基本として、財政金融政策によって間接的に経済管理を行なう体制への転換を正当化する根拠が与えられたのである。1986年1月には、国務院は「銀行管理暫定条例」を、また同年3月には、企業連合を推進するために「水平的経済連合を推進する若干の問題に関する規定」を公布し、金融改革、企業改革の方針を打ち出した。

一方、対外開放の面では、対外貿易体制の改革、技術交流の促進、経済特区の発展と沿岸都市の一層の開放があげられ、外資を利用し、合資経営企業、合作経営企業、単独投資企業を設立させることも、必要かつ有益な補完であるとされた。86年4月には、「外資企業法」、同年10月、国務院は、「外国投資奨励に関する規定」を公布した。

第12期3中全会（1984年10月）では、社会主義経済と資本主義経済を本質的に区別するものは、経済資源の配分のメカニズムではなく、所有制の違いにあるとしていた。資本家による生産手段の私的所有が賃金労働者の労働からの搾取を生み、その搾取部分である余剰価値を資本蓄積に充てることによって資本主義経済が存立するという理論は、マルクス経済学の基本をなしている。生産手段の私的所有を認めることは、マルクス経済学の原理からは決して生まれるものではなく、段階論によって原理の発現形態に幅を持たせる以外に解決の道はない。

1987年11月の中国共産党第13回全国代表大会において、趙紫陽総書記による報告が採択され、²³⁾中国は、「社会主義の初級段階」にあるとされた。そのことにより多様な所有制への道が開かれたのである。

社会主義の初級段階とは、生産力の立ち遅れと商品経済の未発達という条件のもとで中国が社会主義を建設するとき、どうしても通らねばならぬ特定の段階である。1950年代後半に生産手段私有制の社会主義的改造を基本的に達成した時から、将来、社会主義現代化を達成するまで少なくとも100年にわたる段階であるという。ここにおける主要な矛盾は、「人民の日ましに増大する物質的・文化的需要と立ち遅れた社会的生産とのあいだの矛盾」である。したがって、その矛盾を解決する

23) 趙紫陽「中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう」『北京周報』第25巻第45号（1987年11月）。

ためには、商品経済を大いに発展させ、労働生産性を高め、工業、農業、国防、科学技術の現代化を実現しなければならないのである。

生産関係と上部構造で生産力発展に照応しない部分を改革するにあたっては、所有と経営の分離という原則に基づいて、企業を名実ともに自主権と損益自己責任の主体とすることに力を注ぐとされた。企業形態は、公有制を主体としつつも个体経済や私营経済もその発展を奨励すべきであるとして、様々な所有制経済を容認している²⁴⁾。

企業の損益が効率を反映するためには、消費財市場や生産財の市場のみならず、資金、労務、技術、情報、不動産などの市場を整備しなくてはならない²⁵⁾。

このように、私营経済まで含めた多様な所有制の容認、労務を含む生産要素市場の容認により、市場経済を基本とした体制への改革が進められることが明確になった。この決議に基づき、1988年4月の第7期全人代第1回会議で、憲法が改正され、「私有経済は社会主義公有制経済の補充である」、「国は私营経済の合法的權益と利益を保護する」などの内容が書き加えられた。

1992年は、改革開放政策が一段と進んだ年であった。1992年3月、対外開放政策の加速を「南巡講話」で鄧小平が呼びかけた。同年10月、1992年10月、中国共産党第14回大会において、江沢民総書記は1978年12月以来の開放・改革路線の実践の基本的総括をし、経済体制の目標は「社会主義の市場経済を確立し、生産力のさらなる開放と発展を促進することにある」と報告し承認された。「社会主義市場経済」という言葉が公認され、ここに、資源配分にあたって市場経済を統制経済の優位に置くことが確定した。特に、大・中型国有企業企業の経営メカニズムの転換をはかり、その活力の強化、体質の向上に努めるとした²⁶⁾。

以上のように、社会主義商品経済の公認（1984年）、所有制における問題を解決するための社会主義初級段階の承認（1987年）、さらに社会主義市場経済の公認（1992年）によって、資源配分メカニズムを基本的に市場に依存する体制作りを官民挙げて進める条件が整えられた。

V 所有制改革と私有財産権の保護

党第15回大会（1997年9月）で、株式会社は社会主義経済の一形態と位置づけられ、国家株を主とする株式制が公有制の範囲に入れられることとなった。

24) 私营経済、中外合資経営企業、合作経営企業、外国所有企業も「公有制経済の必要かつ有益な補充物」と肯定している。

25) 解放前の地主を打倒した中国共産党が土地に対する権利を前提とする不動産市場を認めたのは、本大会が始めてであった。

26) この方針に基づいて、1993年11月、党14期中央委員会第3回総会において、『社会主義市場経済体制を確立するうえでの若干の問題についての中国共産党中央委員会の決定』がなされ、国有企業の経営メカニズムを転換し、「現代企業制度」を確立することが提唱された。「公有制を主体とする現代企業制度は社会主義市場経済の基盤である」という考えに基づいている。

同大会報告において江沢民は、鄧小平を「中国の特色を持つ社会主義建設の基本理論と基本路線の創立者」と称え、鄧小平の思想と実践に「鄧小平理論」と名づけて、毛沢東思想の継承と発展であり、マルクス主義の新境地を開いたとした。²⁷⁾

憲法上では1999年3月の第9期全人代第2回会議において、個人経済、私営経済などの非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分であると規定され、市場経済への改革への法的基盤が確立された。

2002年12月、中国は懸案であったWTO加盟を果たし、市場開放を一段と推し進めることになった。²⁸⁾

時を同じくして2002年11月、中国共産党第16回大会において、江沢民の提唱した「三つの代表」論が、党規約に「三つの代表」思想として明記され、企業家の入党の道が開かれた。²⁹⁾

2003年10月、中国共産党第16期3中全会において、「社会主義市場体制整備の若干の問題に関する党中央決定」がなされた。これは、社会主義市場経済が初歩的に構築されたという認識のもとに、社会主義市場経済体制の整備を一段と進めるための指針を示したものである。体制整備の目標としては、都市と農村、各地域、経済と社会、人と自然の調和の取れた発展を目指して、資源配分における市場の基礎的役割を発展させ、企業の活力と競争力を強め、国のマクロ経済管理を健全化し、政府の社会管理・公共サービス機能を整備し「小康社会」の全面的建設に体制面からの強力な保証を与えるとしている。

93年11月には、社会主義市場経済の樹立のために現代企業制度の確立が課題であったが、今回は、社会主義市場経済の整備にあたって、近代的な財産権制度の確立が中心に据えられている。そして、財産権の明確化を重点にした集団所有制企業改革、混合所有制経済の発展、非公有経済に対する差別的な法律・法規や政策の整理・改正などに力点が置かれている。市場については、全国的統一市場作りの加速、WTOのルールに従い内外市場の一体化の進展、資本その他要素市場の発展、財産権を基礎とする社会的信用制度を確立することを目指している。

2004年3月、第10期全国人民代表大会第2回会議において、「三つの代表」思想を前文に明記するとともに、私有財産権の不可侵を保障された憲法改正案が採択・決定された。³⁰⁾ 改正点のうち、社会主義市場経済と関係のある諸点について考察しよう。

27) 同大会報告によれば、その根拠は、1978年に「思想を解放し、实事求是の態度を取ろう」と提唱し、マルクス主義の新境地を開いたこと。「何が社会主義であり、どのように社会主義を建設するか」という根本問題をつかんで、党の路線と国際戦略を確定したこと。鄧小平理論は中国の特色を持つ社会主義建設理論の新しい科学的体系を形成し、「社会主義初級段階」の基本路線を制定した、ことによるとされている。

28) WTO加盟が流通業に与える予想される影響については、黄磷編著『WTO加盟後の中国市場』蒼蒼社、2002年によく纏められている。

29) 「三つの代表」論が今後の中国経済改革に対してもつ意義については、赤川元章・唐木圀和編著『東アジア経済研究のフロンティア』慶應義塾大学出版会、2004年、第2章を参照。

30) 『北京週報』2004年第03号参照。

(1) 憲法前文に、江沢民が2000年に提唱した「三つの代表」論が、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論に並ぶ重要思想として位置づけられた。

(2) 同じく憲法前文に、各民主党派と各人民団体が参加する幅広い愛国統一戦線の参加者として、「社会主義事業の建設者」が付け加えられた。この文言は、個人事業主や民間企業家などを意味している。「三つの代表」思想が明記されたことによって、「人民民主主義独裁」という国体の中国において、企業家達も人民に含まれ、その利益も擁護されることが法律上確約されたのである。

(3) 第16期3中全会の決定通り、国は、非公有経済の合法的な権利と利益を保護するだけでなく、その発展を奨励・支持することになった。³¹⁾

(4) 保護される「合法的な権利と利益」とはどのようなものであろうか。従来は個人の生活に関わる財産についての保護にとどまっていたのが、今回は、私有財産の不可侵を明記している。³²⁾私有財産一般ということは、生産手段の私的所有をも認めることであり、社会主義の根幹である生産手段の公有制の原則を揺るがせる規定であるといえよう。

(5) 公共の利益のためには、私有財産を公的に用いることがあることを想定しつつも、補償を与えるとして財産権を認めている。³³⁾

このほか、初めて「人権の尊重、保障」(憲法第33条第3項)を規定し、また「経済発展水準に適應する社会保障制度の確立」(第14条第4項)が明文化された。

結び

以上のように、中国は改革開放政策において、市場による資源配分メカニズムの樹立と外資導入・輸出促進によって発展を図った。社会主義計画経済から市場経済への転換は、社会主義の定義自体に関わることであり、理論上のみならず、政治的にも困難な作業である。中国経済体制改革を進める指導者達は、新しい理念を打ち出しつつ、改革開放初期の「調整期」以来、着実に体制転換を進めてきた。この転換にあたって、適切な体制改革理念の提示は、政治的にも、学問的にも大切である。例えば、「市場経済」という用語と「商品経済」という用語は、両者とも、需給によって

31) 憲法第11条第2項が、「国は個人経済、私営経済を指導、監督、管理する」などから、「国は個人経済、私営経営など非公有制経済の合法的な権利と利益を保護する。国は非公有制経済の発展を奨励、支持、指導するとともに、非公有制経済に対し法によって監督・管理する」へと改正された。

32) 憲法第13条は、「国は公民の合法的な収入、貯蓄、家屋およびその他の合法的財産の所有権を保護する」、「国は法律の規定に従って公民の私有財産の継承権を保護する」であったものを、「公民の合法的な私有財産は侵犯されない」、「国は法律の規定に従って公民の私有財産権と継承権を保護する」とした。

33) 第13条に「国は公共利益の必要のため、法律の規定に従って公民の私有財産を徴収または徴用することができる」とある。なお憲法第10条第3項には土地に関して、従来の「国は公共利益の必要のため、法律の規定に従って土地を徴用することができる」から、「徴収または徴用しうるとともに、補償を与える」へと、やはり、権利を明確にしている。

価格が決まるという点で、財に関する限り変わりが無い。しかし、市場経済は生産要素価格も市場によって決定されることを公認しているのであって、商品経済の時期には公式には認められていなかった土地の使用権にも価格が付せられるようになったのであった。実際の市場が繁栄するだけでなく、中国の学者達も安心して、市場という言葉を使えるようになり、経済学や商業学も一段と発展している。

「社会主義初級段階」という言葉も同様である。この公認により、搾取の問題が棚上げにされ、民間企業が発展した。そこからは企業家や都市中間層が生まれ、その人々を中国共産党に入党させ、党の強化を図るために「三つの代表」思想が生まれた。その思想に基づく憲法改正においては、私的財産の保護を謳うまでに至ったのである。

競争的市場と私有財産制が自由主義の基礎であることは、F. A. ハイエクによる指摘の通りである。この理論に従えば、今回の憲法改正においては、中国においても自由主義を可能にする条件は、憲法上では整ったといえる。しかし、中国の目標は、「富強、民主、文明の社会主義国に築き上げる」（憲法前文）ことにある。社会主義建設を進める中国で、個人の自由を至上とし個々人の基本的人権を尊重する自由主義と、党の指導を重視する路線とをどのように調和させて行くのだろうか。中国商業の役割は、社会的分業の促進と消費者主権の確立にとどまらず、企業家の政治参加を通じて、国家体制のあり方にもかかわってくる。今後とも注目し続けなくてはならない課題である。

参 考 文 献

- 于光遠「社会主義制度下の生産労働與非生産労働」『中国経済問題』1981年第1期。
- 孫治方「關於生産労働和非生産労働，国民收入和国民生産總值的討論」『經濟研究』1981年第8期。
- 朱德生「關於商業労働性質問題論点綜述」商業部商業經濟研究所資料室編『商業労働性質問題的討論』中国商業出版社，1982年。
- 曾洪業主編『社会主義商業經濟学』中国人民大学出版社，1980年。
- 劉福園・唐功烈・羅力行主編『中国社会主義商業經濟』中国人民大学出版社，1980年。
- 夏光仁主編『中国商業企業管理学』中国人民大学出版社，1980年。
- 湖南省商業庁・長沙市百貨公司『文明經商手冊』湖南科学技術出版社，1981年。
- 孫治方『《社会主義經濟的若干理論問題》続集』（増訂本）人民出版社，1983年。
- 孫治方『社会主義流通理論』中国展望出版社，1984年。
- 羅真端・黄燕・江一舟『銷售学原理與応用』中国財政經濟出版社，1982年。
- 朱瑤翠・張文鑒編著『企業管理中的網絡計画技術』上海人民出版社，1982年。
- 杜宝才・樊志勇編著『北京市場大観』中国展望出版社，1982年。
- 賀名倫・周明星主編『商業經濟学』北京科学技術出版社，1983年。
- 財貿經濟編集部編『孫治方社会主義流通理論』中国展望出版社，1984年。
- 孫尚清・張卓元・冒天啓『孫治方的社会主義經濟理論体系研究』經濟日報出版社，1987年。
- 胡喬木文集編集小組『胡喬木文集』第2卷，人民出版社，1993年。
- 于光遠『中国社会主義初級段階の經濟』広東經濟出版社，1998年。
- 張春橋「ブルジョア階級に対する全面的独裁について」『紅旗』1975年4号。

高路・常戈「鄧小平の買弁ブルジョワ経済思想を評す」『紅旗』1976年6号および『北京周報』14巻35号。
胡喬木「経済法則にてらして事を運び四つの現代化の実現を速めよう」(上)(中)(下)『北京周報』46, 47, 48号, 1978年。

唐木圀和「中国経済近代化政策における国内商業の役割について」『三田商学研究』25巻2号, 1982年6月。
『鄧小平文選(1975-1982)』外文出版社, 1984年。

黄磷編著『WTO加盟後の中国市場』蒼蒼社, 2002年。

赤川元章・唐木圀和編著『東アジア経済研究のフロンティア』慶應義塾大学出版会, 2004年。

[付記] 尊敬する先輩, 清水猛教授が定年を迎えられた。歳月の流れの速さを改めて感じる。

清水教授とは, 旅行によくご一緒させて頂いた。昭和38年夏, 「市場論」を担当されていた柳川昇東大教授に軽井沢に連れて行って頂いた旅行が最初であり, 当時, 清水教授が修士2年生, 私は1年生であった。昭和39年(1964年)に商学部助手に就任なされ, 私も1年後に助手になったので, その後は毎年のように, 10歳程上までの先輩方とともに1泊旅行をして, 若い学部の将来を語り合った。決して多弁ではないが, 皆の言葉に耳を傾けた上で発される意見は含蓄に富んだものであり, 千鈞の重みがあった。

教授会や委員会においても同様である。40年間, 清水教授が発言された時, その意見と違った結論になったことは, 一度もなかったように記憶している。議論が本筋から外れそうになったとき, 一言で皆は原則に立ち返ることが出来た。

学部対抗野球戦の名選手であり, テニスも上手なスポーツマンである清水教授は, 30歳台前半に慶應義塾體育會合氣道部部长に就任された。流派の違う早慶両校を合同稽古から始めて, 演武会に育てることによって交流を深められた。後に私の部長時代に早慶戦を開催できるようになったのは, 偏に, 学生合氣道のあるべき姿についての清水教授の信念と, 監督や学生の声を結集なさる指導力の賜物である。その指導力は, やはり若くして就任された就職部長の重責においても, 遺憾なく発揮された。

ご自身が広告論研究の新境地を拓かれただけでなく, 高橋郁夫商学部教授, 小野晃典同助教授はじめ, 数多の俊秀を育てられた。研究, 教育, 行政に十二分な業績を残されて, 商学部出身で初めて学部に残られた方が去る。今後, 同じく学部創設期に助手時代を過ごし, 商学部の気風を築き上げてきた人達が, 相次いで去ることになる。学部創設50周年が間近い今, 一つの時代の終わりが始まったことを, しみじみと想う。